

平成26年(あ)第78号

決 定

本 籍 東京都墨田区八広5丁目12番地

住 居 東京都墨田区堤通2丁目3番1-1208号

東白鬚第一マンション

無 職

大 高 正 二

昭和16年1月29日生

上記の者に対する公務執行妨害、傷害被告事件について、平成25年12月20日東京高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉田哲也の上告趣意のうち、刑訴法388条の規定違憲をいう点は、同条により控訴審で被告人の弁論能力が制限されているとしても、これは立法政策の問題であって、憲法適否の問題でないから、前提を欠き、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成26年 7 月 1 日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 白 木 勇

裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 金 築 誠 志

裁判官 横 田 尤 孝

裁判官 山 浦 善 樹